

資料2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第174号の概要

件名	児童相談所会議記録等一部不開示の件（諮問第186号）		
請求情報概要	特定の児童相談所（以下「本件児相」という。）に係る①援助方針会議に提出された資料、②子ども人権審査委員会に提出された資料、③子ども人権審査委員会からの意見具申等（以下「本件対象文書」と総称する。）に記録された異議申立人の保有個人情報		
請求年月日	平成27年4月8日	決定年月日	平成27年6月5日 平成27年8月17日（変更決定）
決定内容	一部不開示	実施機関	知事（中央児童相談所）
不開示部分	<p>1 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第15号）による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号該当情報</p> <p>(1) 特定期間実施された援助方針会議に提出された異議申立人に係る経過記録（以下「本件経過記録」という。）に記載のある本件児相がセカンドオピニオンを依頼した医師（以下「本件医師」という。）の情報</p> <p>(2) 異議申立人に係る事例提出票（以下「本件事例提出票」という。）及び子ども人権審査委員会の意見入りの異議申立人に係る事例提出票（以下「本件意見入り事例提出票」という。）の家族状況欄のうち職業等以外の情報（以下「本件家族情報」という。）に記載のある母方叔父に関する情報</p> <p>(3) 子ども人権審査委員会の当該実施回の審議記録や出席者等が記載されている審議概要のうち異議申立人に係る抜粋部分（以下「本件抜粋部分」という。）に記載のある画像診断専門医（以下「本件専門医」という。）の情報</p> <p>(4) 特定期間実施された子ども人権審査委員会に提出された資料のうち異議申立人が審議の対象となった各回の委員会次第（以下「本件委員会次第」という。）に記載のある審議事項であって、異議申立人に係るもの以外のもの（以下「その他の審議事項」という。）</p> <p>2 条例第20条第2項第3号該当情報</p> <p>(1) 本件経過記録、本件事例提出票、本件意見入り事例提出票及び本件抜粋部分に記載のある異議申立人を一時保護している場所（以下「本件一時保護場所」という。）</p> <p>(2) 本件家族情報</p> <p>(3) 本件抜粋部分に記載のある子ども人権審査委員会委員と本件児相による質疑応答の一部（以下「本件質疑応答」という。）</p> <p>3 条例第20条第2項第5号該当情報</p> <p>本件委員会次第及び本件抜粋部分に記載のある子ども同委員会の開催場所（以下「本件開催場所」という。）</p>		
不開示根拠条項	条例第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
不開示理由等	<p>1 本件対象文書について</p> <p>(1) 本件児相が行う援助方針会議においては、通常、「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」（以下「本件システム」という。）上の経過記録以外の報告書や資料は、提示又は提出することはないため、本件システムに電磁的に記録されている本件経過記録を同会議に係る本件対象文書として特定した。</p> <p>(2) 子ども人権審査委員会に提出された異議申立人に係る資料は、委員会次第、出席予定者名簿及び本件事例提出票であり、本件対象文書として特定した。</p> <p>なお、子ども人権審査委員会の審議にあたり、通常、審議の対象となる児童の医師による診断結果、当該児童の様子、当該児童の家族との折衝記録などの報告書や資料は、提示又は提出されることはない。</p> <p>(3) 子ども人権審査委員会委員長は、審議後、本件児相あてに異議申立人に係る意見具申書（以下「本件意見具申書」という。）を送付している。本件意見具申書には、本件意見入り事例提出票及び本件抜粋部分が添付されているため、併せて本件対象文書として特定した。</p> <p>この点、異議申立人は、本件抜粋部分の概要と記載された1ページ目について、特定日送付分以外は開示されていない旨主張しているが、これはもともと子ども人権審査委員会委員長から本件児相に送付されていないページであり、不存在であるためである。また、同ページにあった出席者が記載されていると考えられる「別紙」についても、同じく本件児相に送付されておらず、そもそも保有していない。</p>		

<p>不開示理由等 (続 き)</p>	<p>2 条例第20条第2項第1号該当性について (1) 本件医師の情報は、請求者以外の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断し、不開示とした。 (2) 本件家族情報に記載のある母方叔父に関する情報は、請求者以外の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断し、不開示とした。 (3) 本件専門医の情報は、請求者以外の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断し、不開示とした。 (4) その他の審議事項は、請求者以外の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断し、不開示とした。</p> <p>3 条例第20条第2項第3号該当性について (1) 本件一時保護場所は、本件児相が職権により異議申立人の家族（以下「本件家族」という。）の意向に反し異議申立人を一時保護していることから、本件家族が奪還等を行うおそれがあり、保護児童の安全が脅かされるおそれがあるため、条例第20条第2項第3号に該当すると判断し、不開示とした。 (2) 本件家族情報は、本件児相が調査した経歴及び本件児相による評価に関する情報であり、不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。また、今後、本件児相としては、異議申立人の安全が確保できれば、本件家族に統合し援助や指導を進めていくことを考えており、本件家族情報を開示することで、今後反復、継続して行う指導に著しい支障があるため、条例第20条第2項第3号に該当すると判断し、不開示とした。 (3) 本件質疑応答は、今後、継続して行われる指導に著しい支障をきたすおそれがあることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断し、不開示とした。</p> <p>4 条例第20条第2項第5号該当性について 本件開催場所は、ホームページ等でも公開をしていない情報である。開示された場合、本件児相が職権により本件家族の意向に反し異議申立人を一時保護していることから、子ども人権審査委員会の審議を妨害されるおそれがあり、他の児童相談所の事例の審議にも多大な影響を及ぼすおそれがあるため、条例第20条第2項第5号に該当すると判断し、不開示とした。</p>		
<p>不 服 申 立 日 年 月 日</p>	<p>平成27年 7 月 27 日</p>	<p>不 服 申 立 て の 趣 旨</p>	<p>一部開示決定のすべての取消しを求める</p>
<p>不 服 申 立 日 の 理 由</p>	<p>1 本件対象文書について (1) 援助方針会議及び子ども人権審査委員会は、異議申立人への援助及び一時保護等の処分が適正かどうかを審議するものであるから、審議には異議申立人の医師による診断結果、異議申立人の様子、異議申立人の両親との折衝記録などが不可欠であって、当然、異議申立人が対象となった同会議及び同委員会に提出されたはずである。 (2) 特定日送付分の本件抜粋部分は、「概要」と記載された1ページ目と思われる文書が開示されているが、その他の本件抜粋部分については、概要1ページ目が開示されていない。 (3) 特定日送付分の本件抜粋部分に「概要」と記載された1ページ目と思われる文書が開示されており、同ページに「別紙」という記載があり、「別紙」に出席者が記録されていることになっているが、特定日送付分を含むすべての本件抜粋部分について「別紙」が開示されておらず、不当である。</p> <p>2 条例第20条第2項第1号該当の点について 本件児相は、本件家族情報について不正確な理解や誤解を与えるおそれがあることから条例第20条第2項第1号に該当するとして不開示としている。しかし、本件家族情報は、本件児相と本件家族共通の自己情報であって、開示されて当然の情報である。とりわけ異議申立人の法定代理人（実母）の部分が不開示となっているのは、まったくもって理由がない。 また、本件家族情報が不正確な理解や誤解を与える内容であるなら、家族状況に対する認識が本件児相と家族との間の共通認識になっておらず、信頼関係を構築して進めるべき行政の職務に反している。</p> <p>3 条例第20条第2項第3号該当の点について 実施機関が、条例第20条第2項第3号に該当するとして不開示とした本件抜粋部分等の情報は、本件家族の理解を得ることが必要な情報であると考えられることから、本号のいう「指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれ」があるとは考えられない。</p>		

	<p>4 条例第 20 条第 2 項第 5 号該当の点について 実施機関が、条例第 20 条第 2 項第 5 号に該当するとした情報は、今回の請求の内容からすれば、いずれも開示することによって、本号のいう「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは考えられない。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成27年 8 月 4 日</p>
<p>審査会 の 論</p>	<p>実施機関が、児童相談所会議記録等を一部不開示とした処分のうち、子ども人権審査委員会の委員会次第に記載のある審議事項であって、異議申立人に係るもの以外のものについては開示すべきある。</p>
<p>審 判 査 断 会 理 の 由</p>	<p>1 本件対象文書について (1) 本件児相が行う援助方針会議は、一週間の間になされた多数の報告や検討済みの援助方針の内容についての情報共有及び確認や追認を限られた時間内でまとめて行うものであることが認められる。また、援助方針会議の記録については、本件システム内にある経過記録に追記したうえで保存していることが認められる。 したがって、本件児相が、通常、本件システム内にある経過記録以外の報告書や資料は援助方針会議に提示又は提出することはなく、同会議に係る本件対象文書として、本件経過記録のみを特定したという説明に不自然な点は見当たらない。 (2) 子ども人権審査委員会は本件事例提出票の記載内容をもとに、同委員会の委員が本件児相の職員との質疑応答を通じて詳細を確認した上で、本件児相の援助方針が適切かどうかを判断する場であることが認められる。 したがって、本件児相が子ども人権審査委員会に係る本件対象文書として、委員会次第、出席予定者名簿、本件事例提出票を特定したと説明していることに不自然な点は見当たらない。 (3) 各回の子ども人権審査委員会終了後、同委員会委員長から審議の対象となった児童相談所あてに、同委員会の意見具申書、また、添付資料として委員会意見が入った事例提出票及び当該実施回の審議記録や出席者等が記載されている審議概要のうち該当児童相談所に係る抜粋部分が送付されることになっている。 したがって、本件児相が子ども人権審査委員会に係る本件対象文書として、本件意見具申書、本件意見入り事例提出票及び本件抜粋部分を特定したと説明していることに不自然な点は見当たらない。 また、本件抜粋部分について子ども人権審査委員会委員長から送付があったのは、本件児相に係る部分のみであると認められ、異議申立人が開示されるべきと主張している特定日送付分以外の同委員会の審議概要の 1 ページ目及び出席者が記載されていると考えられる「別紙」については、そもそも本件児相において取得していないと認められる。</p> <p>2 条例第 20 条第 2 項第 3 号該当性について (1) 本件一時保護場所は、本件児相が異議申立人を一時保護している場所の情報であり、本件児相が職権により本件家族の意向に反し異議申立人を一時保護していることから、開示することにより、本件家族が異議申立人を取り戻すおそれがあり、異議申立人の安全確保が困難になるなどの支障が生ずるおそれがあることが認められる。 しかしながら、本件児相の説明からは、本件一時保護場所について、これを本号前段に規定する「個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報」あるいはこれらの基礎となる事実等に関する情報に該当すると解釈することには疑義が残るところ、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等が適切に行われなくなる、あるいは困難になるといった、本号が想定するところの著しい支障が生じるおそれがあると判断することは困難と言わざるを得ない。 (2) 本件家族情報は、本件児相が調査した本件家族の経歴及び本件児相による評価に関する情報であり、本号前段で規定する「個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報」に該当すると判断する。また、開示することによって、今後反復、継続される同種の指導等の業務において、率直な評価等を記載することがためられるなど、本件児相の業務に著しい支障が生ずるおそれがあることから、本号後段で規定する「当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある」と認められるため、条例第 20 条第 2 項第 3 号に該当すると判断する。 (3) 本件質疑応答は、本号前段で規定する「個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報」に該当し、開示することによって、今後反復、継続される同種の指導等の業務において、率直な意見交換や質疑応答がためられるなどの著しい支障が生ずるおそれがあることから、本号後段で規定する「当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある」と認められるため、条例第 20 条第 2 項第 3 号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第 20 条第 2 項第 1 号該当性について</p>

<p style="text-align: center;">審判（ 査断続 会理き の由）</p>	<p>(1) 本件医師の情報は、特定の個人が識別される情報であるため、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。また、異議申立人が知っていることが明らかではない情報であり、当該個人にどのような不利益が生じるか予測しがたいことから、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>(2) その他の審議事項は、子ども人権審査委員会の審議の対象となった事例を所管する児童相談所等の名称や同委員会で審査される順番等が記載されているものであり、特定の個人が識別される情報とは認められないため、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当しないと考えられ、条例第20条第2項第1号に該当しないと判断する。</p> <p>(3) 本件専門医の情報は、特定の個人が識別され得る情報であるため、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。また、異議申立人が知っていることが明らかではない情報であり、当該個人にどのような不利益が生じるか予測しがたいため、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>(4) 本件家族情報のうち母方叔父に関する情報について、本件児相は、条例第20条第2項第1号に該当すると説明しているが、本件家族情報は、前記2(2)のとおり、同条第3号に該当するので、本号の該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>4 条例第20条第2項第5号該当性について</p> <p>(1) 本件一時保護場所は、前記2(1)のとおり、本件児相の説明からは、条例第20条第2項3号が想定するところの著しい支障が生じるおそれがあると判断することは困難であると言わざるを得ないが、一方で、本件一時保護場所を開示することにより生じる支障そのものに関しては、本件児相の説明に首肯できる点も認められることから、本件一時保護場所の本号該当性について、以下検討する。</p> <p>(2) 本件一時保護場所は、異議申立人を一時保護している場所であることから、本件児相が行う事務に関する情報であることが認められる。</p> <p>また、本件児相は、本件家族の意向に反して職権により一時保護をしていることから、本件一時保護場所を開示することにより、本件家族が異議申立人を取り戻す等の行為に及ぶ蓋然性があることが認められる。この場合、本件児相においては、異議申立人の安全確保や警備のための対応が必要となるうえ、本件一時保護場所で生活する他の児童の安全な生活環境を脅かすおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件一時保護場所は、開示をすることにより本件児相の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</p> <p>(3) 本件開催場所は、公開されておらず、本件児相が職権により本件家族の意向に反し異議申立人を一時保護していることから、開示することにより、本件家族らにより子ども人権審査委員会の審議が妨げられ、他の案件の審議にも影響を及ぼす蓋然性があるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年8月3日（答申第174号）</p>

個人情報保護審査会答申第175号の概要

件名	審議会等会議資料一部不開示の件（諮問第187号）		
請求情報の概要	①特定年度の児童福祉審議会（以下「本件審議会」という。）権利擁護部会（以下「本件部会」という。）各委員あて依頼に関する文書、②本件審議会からの意見具申書、③本件部会に提出された資料、④本件部会の会議記録（以下「本件対象文書」と総称する。）に記載された異議申立人の保有個人情報		
請求年月日	平成27年6月18日	決定年月日	平成27年7月28日
決定内容	一部不開示	実施機関	知事（子ども家庭課）
不開示部分	<p>1 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第15号）による改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号該当情報</p> <p>（1）異議申立人に係る事例提出票（以下「本件事例提出票」という。）の家族状況欄にある職業等以外の情報（以下「本件家族情報」という。）</p> <p>（2）本件委員会における審査事項一覧（以下「本件審査事項一覧」という。）に記載のある異議申立人以外のもの（以下「その他の審査事項」という。）</p> <p>2 条例第20条第2項第3号該当情報</p> <p>（1）本件事例提出票及び異議申立人に係る本件委員会における審査事項（以下「本件審査事項」という。）に記載のある異議申立人を一時保護している場所（以下「本件一時保護場所」という。）</p> <p>（2）本件家族情報</p> <p>3 条例第20条第2項第5号該当情報</p> <p>（1）本件一時保護場所</p>		
不開示根拠条項	条例第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
不開示理由等	<p>1 条例第20条第2項第1号該当性について</p> <p>（1）本件家族情報は、開示をすることにより、当該個人にどのような不利益が生じるか予測しがたいものであり、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断し、不開示とした。</p> <p>（2）その他の審査事項は、請求者以外の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断し、不開示とした。</p> <p>2 条例第20条第2項第3号該当性について</p> <p>（1）本件一時保護場所は、本件児相が行った一時保護は、虐待が疑われる環境下より児童の安全を確保するために行った適正な指導に必要な措置である。また、異議申立人の家族（以下「本件家族」という。）が一時保護に同意していない状況において、本件一時保護場所を開示することは、本件家族が異議申立人の奪還等を行うおそれを生じさせ、結果として本件児相の指導に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断し、不開示とした。</p> <p>（2）本件家族情報は、異議申立人の安全が確保できれば、本件家族に統合し援助や指導を進めていくことを考えており、本件家族情報を開示することで、本件児相が、今後反復、継続して行う指導に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>また、本件家族情報を開示することで、本件児相が行う、今後反復、継続される同種の指導等の業務において、率直な評価等を記載することがためられるおそれや本件児相が行う調査に支障が生ずるおそれがあるため、条例第20条第2項第3号にも該当すると判断し、不開示とした。</p> <p>3 条例第20条第2項第5号該当性について</p> <p>本件一時保護場所は、開示することで、一時保護に同意していない本件家族が異議申立人の奪還等を行うおそれを生じさせ、結果として、夜間帯等の少ない職員体制時の対応への不安など本件一時保護場所の通常業務の妨げとなること、また、本件一時保護場所で生活する他児童の健全な生活環境を脅かすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当すると判断し、不開示とした。</p>		
不服申立年月日	平成27年10月4日	不服申立ての趣旨	一部開示決定のすべての取消しを求める
不服申立の理由	<p>1 条例第20条第2項第1号該当の点について</p> <p>本件家族情報は、条例第20条第2項第1号に該当する情報であるとして不開示となっている。しかし、親権者である法定代理人の家族の情報である本件家族情報は、本件児相と家族共通の情報であって開示されて当然の情報である。とりわけ、法定代理人（実</p>		

<p style="text-align: center;">不 服 申 立 の 理 由 （ 続 き ）</p>	<p>母)の情報が不開示となっているのは、まったくもって理由のないものである。</p> <p>仮に、異議申立人や家族に知られては困る内容が記載されていることから、本号を理由に不開示としているならば、本件処分に当たっての実施機関の検討が誠実に行われたとは到底判断できるものではない。</p> <p>2 条例第20条第2項第3号該当の点について</p> <p>本件家族情報は、条例第20条第2項第3号に該当する情報であるとして不開示となっている。しかし、本号に該当するとして不開示とするのは不当である。</p> <p>本件家族情報を開示することで、実施機関が説明する「率直な評価等を記載することがためられるおそれ」があるとすると、その部分が異議申立人に知られては困る「評価」内容であることになり、本件家族情報に対する認識が、実施機関と家族の間の共通認識になっておらず、信頼関係を構築して進めるべき行政の職務に反している。</p> <p>また、実施機関は、不開示とする理由として「調査に著しい支障が生じるおそれ」があるとしているが、具体的にどのような支障が生じるのか、どの程度の支障が生じるのか明らかになっておらず、不開示とした理由の説明にはなっていない。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成27年10月28日</p>
<p>審査会の 結論</p>	<p>実施機関が、異議申立人に係る審議会等会議資料を一部不開示とした処分は妥当である。</p>
<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由 判 断</p>	<p>1 条例第20条第2項第1号該当性について</p> <p>(1) 本件家族情報は、開示を請求した者以外の情報であり、特定の個人が識別され得る情報であるため、本号前段で規定する「開示の請求をした者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。また、本件家族情報のうち実母、母方祖母、母方伯母、母方叔父の情報は、開示することにより、当該個人のプライバシー等を不当に侵害する情報であることから、後段で規定する「請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき」に該当するため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>しかしながら、実施機関の説明からは、本件家族情報のうち母方祖父に関する情報について、当該個人のプライバシー等を不当に侵害する情報に該当すると解釈するには疑義が残るところ、本号後段で規定する「請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき」に該当すると判断することは困難と言わざるを得ない。</p> <p>(2) その他の審査事項は、本件部会での審議の対象となる事項のうち異議申立人以外のものであり、担当する児童相談所の名称や対象児童の年齢や性別、事例の内容が記載されており、特定の個人を識別されうると認められるため、本号前段で規定する「開示の請求をした者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。また、開示することにより、当該個人のプライバシー等を不当に侵害する情報であることから、後段で規定する「請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき」に該当するため、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第20条第2項第5号該当性について</p> <p>(1) 本件一時保護場所は、異議申立人を一時保護している場所であることから、本件児相が行う事務に関する情報であることが認められる。</p> <p>また、本件児相は、本件家族の意向に反して職権により一時保護をしていることから、本件一時保護場所を開示することにより、本件家族が異議申立人を取り戻す等の行為に及ぶ蓋然性があることが認められる。この場合、本件児相においては、異議申立人の安全確保や警備のための対応が必要となるうえ、本件一時保護場所で生活する他の児童の安全な生活環境を脅かすおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件一時保護場所は、開示をすることにより本件児相の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第20条第2項第3号該当性について</p> <p>(1) 本件一時保護場所は、前記2(1)のとおり、条例第20条第2項第5号に該当するので、本号の該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。</p> <p>(2) 本件家族情報は、本件児相が調査した本件家族の経歴及び本件児相による評価に関する情報であり、本号前段で規定する「個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報」に該当すると判断する。また、開示することによって、今後反復、継続される同種の指導等の業務において、率直な評価等を記載することがためられるおそれや本件児相が行う調査に支障が生ずるおそれがあることから、本号後段で規定する「当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある」と認められるため、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年8月3日(答申第175号)</p>

個人情報保護審査会答申第176号の概要

件名	児童相談所経過記録開示の件（諮問第188号）		
請求情報の概要	特定日、特定幼稚園において、実施機関の職員が、異議申立人及び当該幼稚園の職員との間で交わした会話の内容、時刻その他の状況（以下「本件状況」という。）の記録		
請求年月日	平成27年9月18日	決定年月日	平成27年10月6日
決定内容	開示	実施機関	知事（中央児童相談所）
不開示部分	—		
不開示根拠条項	—		
不開示理由等	<p>1 かながわ児童相談所情報ネットワークシステム（以下「本件システム」という。）の「経過記録」について 通常、実施機関では、児童、家庭及び関係機関から虐待等の相談や通告を受けた場合は、関係者からの聞き取りや調査等を行い、援助方針会議を開催して援助等を決定していくが、その「経過記録」については、本件システムに電磁的記録で管理している。 なお、本件システムに登録する「経過記録」は、児童や家族との個々のやりとりを逐一記録するものではなく、児童の安全・安心の確保・健やかな成長という児童相談所の目的に合わせ、児童への援助や家庭への支援に繋がる内容の要旨を簡潔に記載することとしている。</p> <p>2 保有個人情報の特定について 実施機関は、本件請求の対象となる保有個人情報の特定にあたって、本件システムに限らず、異議申立人の保有個人情報が記録された文書や電磁的記録を確認したが、本件状況に係る異議申立人の保有個人情報は、本件システムの「経過記録」の「関係機関訪問」の項目に登録された記事（以下「本件対象文書」という。）以外には存在しなかった。</p>		
不服申立年月日	平成27年12月3日	不服申立ての趣旨	本件処分を取消し、請求内容に則った情報の全部開示を求める
不服申立理由	<p>1 保有個人情報の特定について 本件対象文書は、請求の内容とあまりに合致していない。また、請求の内容は、異議申立人が実際に見聞しているが、その内容が本件対象文書に特定されていないため、請求の趣旨の則った文書が存在するはずである。</p> <p>2 一時保護に関する文書について 異議申立人は、本件状況の結果として、実施機関に一時保護をされている。この一時保護の決め手となった何らかの文書が存在するはずである。</p>		
諮問年月日	平成27年12月14日		
審査会論	<p>実施機関が、特定日、特定幼稚園において、実施機関の職員が、異議申立人及び当該幼稚園の職員との間で交わした会話の内容、時刻その他の状況の記録として「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」に保存されたもののうち、「経過記録」の「関係機関訪問」の項目に登録された記事を保有個人情報として特定して行った開示決定については、当該情報の記録として当該システムの「経過記録」の「援助方針会議」の項目に登録された記事及び関連情報として登録された実施機関の職員が作成した記録文書をも対象として、改めて開示決定等をすべきである。</p>		
審査会理由	<p>1 本件対象文書について 実施機関では、児童、家庭及び関係機関から虐待等の相談や通告を受けた場合は、関係者からの聞き取りや調査等を行い、その「経過記録」については、本件システムに電磁的記録で管理している。 そこで、実施機関は、本件対象文書として、本件システムに保存されたものから異議申立人の保有個人情報を検索し、「経過記録」の「関係機関訪問」の項目に登録された情報を特定したものと認められる。</p> <p>2 保有個人情報の特定について 異議申立人は、本件対象文書は、本件請求の内容とあまりに合致していないため、本件状況に係る異議申立人の保有個人情報が存在するはずであると主張している。 そこで、当審査会では、条例第42条第3項の規定により、本件システム及びその他の記録について、異議申立人の保有個人情報が存在するかどうか、実施機関に再確認を依</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由 (続 ぎ)</p>	<p>頼したところ、本件システムの「経過記録」の「援助方針会議」の項目に登録された記事（以下「本件援助方針会議の記事」という。）及び本件システムの異議申立人に係る関連情報として登録された、実施機関の職員が作成した本件状況の一部を記録した文書（以下「本件記録文書」という。）が発見されたことから、当該情報が本件請求に係る開示決定等の対象となる保有個人情報に該当するか判断する。</p> <p>(1) 本件援助方針会議の記事について</p> <p>本件援助方針会議の記事は、本件システムの「経過記録」に登録された、本件状況に係る異議申立人の児童通告受理及び一時保護開始を判定するために開催された援助方針会議の記事である。</p> <p>実施機関に説明を求めたところ、本件援助方針会議の記事は本件対象文書の内容と同一であったため、本件請求に係る開示請求の対象となる保有個人情報として特定しなかったと説明している。</p> <p>当審査会が確認したところ、本件援助方針会議の記事は、本件対象文書とほぼ同一の内容であるものの、別の項目として立てられた記事であることから、本件請求に係る開示決定の対象となる保有個人情報に該当すると判断する。</p> <p>(2) 本件記録文書について</p> <p>本件記録文書は、本件システムの「経過記録」を記載するために、本件状況の一部に立ち会った実施機関の職員が作成した記録文書である。</p> <p>実施機関に説明を求めたところ、本件記録文書は補助的、一時的に作成したメモであるため、本件請求に係る開示請求の対象となる保有個人情報には該当しないと説明している。</p> <p>当審査会が確認したところ、本件記録文書は、実施機関の職員が、本件状況の一部を本件システムの「経過記録」に登録するために、補助的、一時的に作成したものであるが、本件システム内に関連情報として登録されており、実施機関の職員が閲覧可能であることが認められる。</p> <p>したがって、本件記録文書は、「経過記録」に記載されている記事に関し、記事に比較して詳細な内容であり、かつ、本件記録文書作成者本人以外からアクセスできない形で記録されている個人情報とはいえ、組織的に利用可能な状態におかれていることから、本件請求に係る開示決定等の対象となる保有個人情報に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成28年11月14日（答申第176号）</p>

個人情報保護審査会答申第177号の概要

件名	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件（諮問第189号）		
請求情報の概要	特定日、特定幼稚園において、実施機関の職員及び特定幼稚園職員が、異議申立人を監禁し監視していたこと（以下「本件事実関係」という。）が分かる経過記録		
請求年月日	平成27年9月18日	決定年月日	平成27年10月6日
決定内容	不開示（不存在）	実施機関	知事（子ども家庭課）
不開示部分	—		
不開示根拠条項	—		
不開示理由等	<p>1 本件事実関係について 実施機関が把握している本件事実関係は、異議申立人の父親から離れた場所で異議申立人から聞き取りを行ったにすぎず、異議申立人が主張するような「監禁し監視した」といった事実はなく、それに伴う経過記録は存在しない。</p> <p>2 その他 特定日、特定幼稚園において、実施機関の職員が、異議申立人及び当該幼稚園の職員との間で交わした会話の内容及びその他の状況（以下「本件状況」という。）の記録については、異議申立人が本件請求と同日付けで別途開示請求（以下「本件別途開示請求」という。）を行っている。 本件別途開示請求に対して、かながわ児童相談所情報ネットワークシステム（以下「本件システム」という。）の「経過記録」の「関係機関訪問」の項目に登録された記録（以下「本件関係機関訪問の記録」という。）を特定し、開示した。 なお、実施機関では、異議申立人に係る保有個人情報が記録された文書や電磁的記録を確認したが、本件状況に係る異議申立人の保有個人情報は、本件別途開示請求で開示した保有個人情報以外には存在しなかった。</p>		
不服申立年月日	平成27年12月3日	不服申立ての趣旨	一部開示決定のすべての取消しを求める
不服申立の理由	1 本件事実関係について 本件事実関係は、異議申立人が実際に見聞しており、事実であると認められるため、本件請求の趣旨に則った文書が当然に存在するはずである。		
諮問年月日	平成27年12月14日		
審査会の結論	実施機関は、特定日、特定幼稚園において、実施機関の職員が、異議申立人及び当該幼稚園の職員との間で交わした会話の内容及びその他の状況の記録として「かながわ児童相談所情報ネットワークシステム」に保存されたもののうち、「経過記録」の「関係機関訪問」の項目に登録された記事及び「援助方針会議」の項目に登録された記事並びに関連情報として登録された実施機関の職員が作成した記録文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 保有個人情報の特定について 本件事実関係については、実施機関と異議申立人が異なる主張をしているが、今回の請求の趣旨に鑑みると、異議申立人の請求は本件状況の記録の開示にあると考えられる。 そこで、当審査会では、実施機関が本件別途開示請求への対応として開示したと説明している本件関係機関訪問の記録が、本件請求に係る開示決定等の対象となる保有個人情報に該当するか判断する。 また、異議申立人は、本件事実関係は、異議申立人が実際に見聞しており、事実であると認められるため、本件請求の趣旨に則った文書が当然に存在するはずであると主張している。 そこで、当審査会では、条例第42条第3項の規定により、本件システム及びその他の記録について、異議申立人の保有個人情報が存在するかどうか、実施機関に再確認を依頼したところ、本件システムの「経過記録」の「援助方針会議」の項目に登録された記事（以下「本件援助方針会議の記事」という。）及び本件システムの異議申立人に係る関連情報として登録された、実施機関の職員が作成した本件状況の一部を記録した文書（以下「本件記録文書」という。）が発見されたことから、合わせて当該情報が、本件請求に係る開示決定等の対象となる保有個人情報に該当するか判断する。</p>		

<p style="text-align: center;">審 判 (査 断 続 会 理 基 の 由)</p>	<p>(1) 本件関係機関訪問の記事 本件関係機関訪問の記事は、本件状況が記録された記事である。 実施機関の説明では、本件関係機関訪問の記事は、本件別途開示請求の対応として開示しているとしているが、当審査会が確認したところ、本件状況が記録されていることから、本件請求に係る開示決定等の対象となる保有個人情報に該当すると判断する。</p> <p>(2) 本件援助方針会議の記事について 本件援助方針会議の記事は、本件システムの「経過記録」に登録された、本件状況に係る異議申立人の児童通告受理及び一時保護開始を判定するために開催された援助方針会議の記事である。 当審査会が確認したところ、本件援助方針会議の記事は、本件別途開示請求の対応として開示した内容とほぼ同一ではあるものの、別の項目として立てられた記事であり、本件状況が記録されていることから、本件請求に係る開示決定等の対象となる保有個人情報に該当すると判断する。</p> <p>(3) 本件記録文書について 本件記録文書は、本件システムの「経過記録」を記載するために、本件状況の一部に立ち会った実施機関の職員が作成した記録文書である。 当審査会が確認したところ、本件記録文書は、「経過記録」に記載されている記事に関し、記事に比較して詳細な内容であり、また、実施機関の職員が、本件状況の一部を本件システムの「経過記録」に登録するために、補助的、一時的に作成したものであるが、本件システム内に関連情報として登録されており、実施機関の職員が閲覧可能であることが認められる。 したがって、本件記録文書は、本件状況が記録されていると認められ、かつ、本件記録文書作成者本人以外からアクセスできない形で記録されている個人情報とはいえ、組織的に利用可能な状態におかれていることから、本件請求に係る開示決定等の対象となる保有個人情報に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成28年11月14日 (答申第177号)</p>

個人情報保護審査会答申第178号の概要

件名	110番事案措置票一部不開示の件（諮問第190号）		
請求情報の概要	審査請求人が行った110番通報（以下「本件110番通報」という。）に関し、特定の課及び特定の警察署が作成した110番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成28年2月24日	決定年月日	平成28年3月8日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部（通信指令課）
不開示部分	警部補以下の警察官の氏名及び印影、無線暗号及び措置状況欄に記載のある情報（以下「本件不開示情報」という。）		
不開示根拠条項	条例第20条第3号、第5号及び第7号		
不開示理由等	<p>1 条例第20条第3号該当性について</p> <p>(1) 条例第20条第3号本文該当性について</p> <p>本件不開示情報には、本件110番通報に係る関係者（以下「本件関係者」という。）の住所、氏名、生年月日等（以下「氏名等」という。）が記載されている。これを本件関係者以外の第三者に開示することにより、本件関係者が特定されるとともに、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第3号に該当する。</p> <p>(2) 条例第20条第3号ただし書該当性について</p> <p>条例第20条第3号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ又はウに該当するものは開示するものとして規定している。本件関係者の氏名等は、「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは認められないため、ただし書ア、イ及びウに該当しない。</p> <p>2 条例第20条第5号該当性について</p> <p>本件不開示情報には、本件110番通報に係る対象事案（以下「本件通報事案」という。）について、警察官が本件関係者から事情聴取を行った内容、捜査の結果等に関する情報（以下「本件捜査に関する情報」という。）が記載されており、これを開示すると、警察官の現場における着眼点、捜査の内容等が明らかになり、今後同種の事故を発生しようとする者に証拠隠滅等の方法が明らかとなり、今後の犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第5号に該当する。</p> <p>3 条例第20条第7号該当性について</p> <p>本件不開示情報には、本件関係者の氏名等が記載されている。110番通報を受理した場合、当該通報事案の発生場所等を管轄する警察署の警察官が現場に臨場し、事案の当事者、関係者等の人定事項を確認した上、事情聴取を行うなど110番通報に係る事案を適正に処理するために必要な警察活動を実施し、その結果を110番事案措置票に記録して、処理状況等を明らかにしておく必要がある。しかし、事案の当事者、関係者等に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるとするれば、110番通報を処理するための警察活動に協力を得ることが困難になるなど、事件等の発生を速やかに認知し、適正な処理を行う110番通報業務の遂行に重大な支障を来すおそれがあることから、本件関係者の氏名等は、条例第20条第7号に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成28年5月19日	不服申立ての趣旨	本件不開示情報の取消しを求める
不服申立理由	<p>1 条例第20条第3号該当の点について</p> <p>(1) 条例第20条第3号本文該当の点について</p> <p>特定の個人を識別し得る情報として、本件関係者の氏名等そのものが不開示とされることに異論はないが、これが記載されていることを確認し得る語句までも不開示とする必要性はないはずである。不開示とすべき第三者の個人情報の一部あったとしても、措置状況欄の全てを不開示とする必要性はなく、不開示とする理由の目的実現のための必要最小限の範囲に止められるべきである。</p> <p>(2) 条例第20条第3号ただし書該当の点について</p> <p>審査請求人は、犯罪の被害に遭っており、被害の届出、捜査の依頼を繰り返し行っている。本件不開示情報には、その犯行に関する情報が記載されているが、いまだに事件解決がせず、捜査の進展もしていない。そのため、財産権の侵害、身体の不調等</p>		

<p style="text-align: center;">不 服 申 立 の （ 続 き ） 由</p>	<p>の各種法益侵害を繰り返し受ける等被害が拡大しており、また、今後も拡大するおそれがある。したがって、同号ただし書イの「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する余地がある。</p> <p>2 条例第 20 条第 5 号該当の点について</p> <p>(1) 不開示理由等説明書に「本件通報事案について、警察官が本件関係者から事情聴取を行った内容、捜査の結果等が記載されており」とあるが、そのような記載がされていることを確認し得る語句までも不開示とする理由はないはずである。</p> <p>(2) 特定の具体的な事件捜査について、何らかの具体的情報の開示が支障となるという理由ではなく、犯罪の予防、捜査活動への一般的な影響を「警察官の現場における着眼点、捜査の内容等が明らかになる」という理由で不開示とすると考えるのであれば、警察官が現場において作成する全ての 110 番事案措置票の措置状況欄を不開示とする理由となってしまう妥当性がない。事実、本件のような自己情報開示手続きではなく、公開についてより厳格な基準で判断されるべき行政文書公開手続きにおいても措置状況欄の同種の記載が公開されている。</p> <p>「犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼす」か否かの判断を、実施機関の無定形な裁量に委ねることを認めてしまえば、正当な理由なくして全ての行政文書の全ての部分を不開示とすることが可能となってしまう、条例の趣旨を滅失する。</p> <p>3 条例第 20 条第 7 号該当の点について</p> <p>不開示等理由説明書には、「事案の当事者、関係者等に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるとするれば、110 番通報を処理するための警察活動に協力を得ることが困難になるなど、事件等の発生を速やかに認知し、適正な処理を行う 110 番通報業務の遂行に重大な支障をきたすおそれがある。」とあるが、これは条例第 20 条第 3 号の適用により第三者の情報を保護すれば十分な問題であり、協力を得ることが困難になることなど、業務の遂行に重大な支障を来す理由にはならないと思われる。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成28年6月9日</p>
<p>審査会 の 結 論</p>	<p>1 実施機関は、審査請求人に係る平成 28 年 2 月 23 日付け、特定の警察署保管 110 番事案措置票のうち措置状況欄右側 4 行目については、開示すべきである。</p> <p>2 実施機関が、前記 1 以外の審査請求の対象となった箇所を不開示としたことは、妥当である。</p>
<p>審 査 会 の 理 由</p>	<p>1 条例第 20 条第 3 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 20 条第 3 号本文該当性について</p> <p>ア 条例第 20 条第 3 号は、「請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は、不開示とすることができるとしている。</p> <p>イ 審査請求人も認めているとおり、本件関係者の氏名等については、請求者以外の特定の個人を識別することができることから、条例第 20 条第 3 号に該当することに争いはない。</p> <p>この点、審査請求人は、本件関係者の氏名等が記載されていることを確認し得る語句までも不開示とする必要性はないと主張しているが、当審査会が確認したところ、記載されているのは本件関係者の氏名等のみであり、それらが記載されていることを確認し得る語句は記載されていない。</p> <p>(2) 条例第 20 条第 3 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 20 条第 3 号ただし書イ該当性について</p> <p>(イ) 条例第 20 条第 3 号ただし書イは、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については開示することを規定している。</p> <p>(イ) 同号ただし書イの規定は、請求者以外の個人に関する情報についても、請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護するために開示の必要があると認められるときには、当該情報を開示しなければならないことを定めており、不開示により保護される請求者以外の個人の権利利益よりも、開示により保護される請求者を含む人の生命、健康等の利益が上回る場合には、当該情報を開示するものとされている。</p> <p>(ウ) 当審査会が確認したところ、本件関係者の氏名等を開示することと審査請求人が主張するところの被害の拡大防止とは、関係性を有しているとは言えず、開示することにより保護される利益の存在を認めることは困難である。</p> <p>したがって、本件関係者の氏名等は、条例第 20 条第 3 号ただし書イに該当しないものと判断する。</p>

審 査 会 の 理 由	<p>(3) 条例第 20 条第 3 号ただし書ア及びウ該当性について 本件関係者の氏名等は、「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは認められないため、条例第 20 条第 3 号ただし書ア及びウに該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第 20 条第 5 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 20 条第 5 号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当な理由がある情報」は、不開示とすることができるとしている。</p> <p>(2) 同号は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨であるから、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号に該当するものとされている。そこで、本件捜査に関する情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。</p> <p>(3) 本件捜査に関する情報には、事情聴取及び捜査結果の具体的な内容並びにそれが記載されていることを確認し得る項目（以下「項目」という。）が記載されている。これらのうち、警察官の判断が伴うものは、これを開示すると、本件通報事案に係る警察官の現場における着眼点、捜査の内容等が明らかになり、同種事案の発生を企てる者の証拠隠滅等が容易になることが予想され、実施機関が犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があることから条例第 20 条第 5 号に該当すると判断する。</p> <p>当審査会が確認したところ、平成 28 年 2 月 23 日付け、特定の警察署保管 110 番事案措置票の措置状況欄右側 4 行目は、本件捜査に関する情報が記載されていることを確認し得る語句のみが記載されていることから、これを開示することにより、犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したこと、合理的な理由があるとは認められないことから、条例第 20 条第 5 号に該当しないと判断する。</p> <p>3 条例第 20 条第 7 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 20 条第 7 号は、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行 を確保する観点から不開示情報を定めたものであり、請求者に開示することにより当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは開示しないことができるとしている。</p> <p>(2) 本件不開示情報には、本件関係者の氏名等が記載されている。実施機関は、110 番通報事案を適正に処理するために必要な警察活動を実施し、その結果を 110 番事案措置票に記録して処理状況等を明らかにしているものと認められる。110 番事案措置票に記載される事案の当事者、関係者等の情報が第三者に明らかになる可能性があるとすれば、110 番通報を処理するための警察活動に協力を得ることが困難となり、当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>(3) したがって、本件関係者の氏名等は、開示することにより、110 番通報業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 20 条第 7 号に該当すると判断する。</p>
答 申 年 月 日	平成29年 1 月 11 日（答申第178号）